

スポーツ仲裁機構と行政法理論

南川和宣

はじめに

第一章 スポーツ関連紛争の解決

一 スポーツに関する紛争

二 日本スポーツ仲裁機構

(一) 組織の概要

(二) 仲裁の対象

(三) 手続

(四) 仲裁判断の効力

第二章 準用可能な行政法理論

一 行政裁量の審査に関する理論

二 実質的証拠の法則

三 行政手続法上の諸制度

おわりに

はじめに

我が国において、スポーツ仲裁という言葉が広く一般に知られるようになった契機は、元水泳選手の千葉すすさんが、シドニーオリンピックの代表選考に納得できず、日本水泳連盟を相手に、国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)に提訴した事件である。このケースでCASは、選考過程は公正であったが、事前に選考基準を明確に選手へ告知していれば今回の提訴は避けられたとして、日本水泳連盟に対して千葉すす選手に一万スイスフランを支払うように命じた。⁽¹⁾

我が国においても二〇〇三年に日本スポーツ仲裁機構が設立され、スポーツ仲裁が行われるようになっていた。⁽²⁾ この日本スポーツ仲裁制度の制度設計にかかわり、日本スポーツ仲裁機構の初代理事長でもある道垣内正人教授は、「日本スポーツ仲裁機構の扱う事件類型は、機関のした決定を争うという点で行政事件に類似している。そのため、行政法学上の様々な考え方が準用されることが予想される。たとえば、競技団体の決定には一定の裁量権が認められるとしても、公平原則・比例原則等に違反して裁量権の踰越・濫用に当たる場合には取り消されるとすべきか否か(裁量権の限界の議論)、競技団体内部での不服処理手続の結果下された決定を争う場合、事実認定が実質的な証拠に基づくものであれば、それを前提とすべきか否か(実質的証拠原則の適用の有無)等が問題とならう。」⁽³⁾と述べて、行政法学および行政法理論への期待感を表明されている。

そこで、本稿はスポーツ仲裁判断に準用可能な行政法理論について考察を試みる。

第一章 スポーツ関連紛争の解決

一 スポーツに関する紛争

スポーツ関連の紛争には様々な態様のものが存在する。古典的には、スポーツ事故の民事責任や刑事責任が法的な問題として裁判所に持ち込まれた⁽⁴⁾。また、近年では、プロスポーツ選手の契約に関する紛争やスポーツビジネス関係の紛争が話題になることもある。

しかし、スポーツに関する紛争の多く、特に競技団体と競技者との間における紛争については、その多くは従来、司法審査の対象にはならないと考えられてきた⁽⁵⁾。また例外的に司法審査の対象となる事案であっても、裁判所による紛争解決に相当の時間がかかることから、スポーツに関する紛争については事実上有効な解決にはなり得ないことが指摘されてきた⁽⁶⁾。

そのため、スポーツに関連する紛争を解決する裁判外の機関の設置が要請されるところとなった⁽⁷⁾。

二 日本スポーツ仲裁機構

まず、日本スポーツ仲裁機構およびそこでの仲裁について概観する⁽⁸⁾。

(一) 組織の概要

日本スポーツ仲裁機構とは、スポーツに関する紛争を解決する目的で、日本オリンピック委員会(JOC)・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会からの資金により設立された、法人格なき社団である。このスポーツ仲裁機構は、上述の

ように仲裁により紛争を解決する機関であるが、機構が直接、仲裁判断を行うわけではなく、自らは仲裁判断の手続を定める規則を制定し、事務的な作業を行うにとどまり、実際の個別具体的な仲裁判断は、事件ごとに選ばれる仲裁人によって構成される仲裁パネルがこれを行う。

ちなみに、日本スポーツ仲裁機構が定めたスポーツ仲裁規則第一条は、「この規則は、スポーツに関する法およびルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技またはその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とする。」と定めている。

なお、日本スポーツ仲裁機構が行う仲裁が、仲裁法上の仲裁であるか否かについては、議論があるようである。⁽⁹⁾

(二) 仲裁の対象

日本スポーツ仲裁機構はあらゆるスポーツ関係の紛争を仲裁の対象にしているが、その仲裁制度は二本立てのルートを採用している。すなわち、「スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定(競技中になされる審判の判定は除く。)(スポーツ仲裁規則第二条一項)のみを対象にする「スポーツ仲裁規則」による仲裁のルートと、そのような限定のない「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」の二つである。

つまり、後者の特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁は、原則的にスポーツに関するすべての紛争を対象とするが(例として、草野球のトラブルや、プロ選手とスポンサー企業との間の契約トラブル、セクハラ、肖像権等の紛争が対象可能であると指摘されている)⁽¹⁰⁾、他方で競技団体が下した決定を争う場合に限っては、前者のスポーツ仲裁規則による仲裁が行われることになるのであり、両者は補充的な関係にあるとされる。なお、本稿が取り扱うのは、前者のスポーツ仲裁規則

による仲裁に関するものに限定する。

さて、スポーツ仲裁規則が対象とする紛争は、右にみたように、競技団体が行った決定に関する仲裁申立であるが、これは具体的には、代表選手選考に関する処分、出場資格や参加資格を巡る処分、選手やスタッフの活動停止処分や登録停止処分、代表強化選手の指定又は解除にかかる処分、ドーピング関連の処分に対する不服申立等が念頭に置かれているようである。他方で、スポーツ競技中の審判の判定は、広い意味では競技団体が下した決定ではあるが、明文の規定により仲裁の対象から除外されている。⁽¹¹⁾

(二) 手 続

スポーツ仲裁は、競技団体が行った決定等について競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立を行うことで開始される。しかし、「仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない」⁽¹²⁾。ただし、競技団体が自動合意条項を定めている場合はこの限りではない。⁽¹³⁾ 「スポーツ仲裁パネルは、原則として三人の仲裁人により構成される」⁽¹⁴⁾。仲裁人の選出に関しては、「当事者（申立人および被申立人）は、（中略）仲裁申立受理通知の発信日から二週間以内に、各一人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された二人の仲裁人は、日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に一人の仲裁人を選定する。それらの仲裁人がその期間内にそのもう一人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人長とする」⁽¹⁵⁾。

審問のやり方については、仲裁であることから、原則的に職権探知主義が妥当するが、実際のところは、「審問期日に

おける当事者双方の主張、立証の仕方は民事訴訟のそれと事実上大差ない。⁽¹⁶⁾ ようである。

仲裁判断において用いられる基準は、「スポーツ仲裁パネルは、競技団体の規則その他のルールおよび法の一般原則に従って仲裁判断をなすものとする。ただし、法的紛争については、適用されるべき法に従ってなされるものとする。」⁽¹⁷⁾とされている。なお、「スポーツ仲裁パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、その決定は、仲裁判断を含め、仲裁人の過半数をもってする。」⁽¹⁸⁾

その他、一名の仲裁人による「緊急仲裁手続」⁽¹⁹⁾もある。

(四) 仲裁判断の効力

「仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code) によつてスポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport) へ申立を行うことができる事案についてはこの限りではない。」⁽²⁰⁾なお、仲裁判断に対しては、上訴はできない。

また、法律上の争訟ではない事件についての仲裁判断は裁判所による強制執行になじまず、競技団体の任意の履行によるほかない、⁽²¹⁾と考えられている。

第二章 準用可能な行政法理論

道垣内教授は、冒頭でも述べたように、スポーツ仲裁に行政法理論のさまざまな準用が予想される理由として、機関の決定を争うという点での行政事件への類似性を挙げている。つまり、競技団体と選手間の紛争において何を攻撃・防御の対象とするのかに関して、既に前章でみたように、スポーツ仲裁規則は、競技団体の行った決定を争わせるという制

度を採用しており、その点で行政事件の構造に類似しているのである。このようなシステムが採用された理由は、競技団体と選手間の紛争には様々なものがあるが、通常の民事訴訟のように実体的な権利や義務の関係に引き直して争いを構成することが可能な事案のみならず、必ずしも権利関係としてまでは構成できないものについても、決定自体の瑕疵を問題とすることにより、より広く仲裁機構で争わせようとの趣旨と思われる。そして、その際先行する諸制度の中で、最も有意な制度として、行政訴訟制度、特に取消訴訟が参照されたと考えられる。⁽²²⁾⁽²³⁾ そうすると、ここで、競技団体―競技者―日本スポーツ仲裁機構間の関係が、行政庁―私人―裁判所との関係に外観上対応し、とりわけ競技団体の規則が「法律」に、競技団体が行う個別的な決定が「行政行為」に対応することになる。⁽²⁴⁾

しかしながら、行政法体系は、法律による行政の原理、法治主義を柱に、三権分立の権力構造の中で、すなわち立法権・司法権との関係のなかにおいて存在しているのであって、この点、スポーツ団体の活動とは決定的に違うことに留意する必要がある。すなわち、競技団体は自らが定立した規則を自分達で適用しているのである。また、そもそも競技団体は、単なる任意団体であって、どのような運営が行われようと本来自由であって、極端に言えば、ルールを定立することなく、個別具体的な処分を行っても何ら問題にはならない。

しかし、今日、スポーツの世界でも、「競技団体に説明義務が果たされた上での合理的な決定を促すことが求められる。」⁽²⁵⁾と考えられるようになってきている。その理由としては、競技団体、特に国内統括競技団体の業務の公共性や公益性が挙げられよう。このことは、ほとんどの競技団体が加入する日本体育協会やJOCが特定公益増進法人であること、オリンピック大会への派遣費用・強化費用の大半が政府によって補助されていること、またそもそもその業務が、「国の代行機関」⁽²⁶⁾であると考えられていることなどから伺える。

さらに、スポーツ仲裁機構の設立の趣旨なる文書には、紛争解決機関を設ける意義について、「スポーツをめぐる紛争についてしかるべき解決の場がないとすれば、不服を抱く者は泣き寝入りを余儀なくされ、不満がしこりとなっていつまでも残ることになる。そして、仮にその決定に瑕疵があるとすれば、それは、アスリートの権利を不当に侵害したまま是正されないということを意味する。また、スポーツの運営に対する疑問が社会に広く共有される事態となれば、スポーツが本来人々に与えるべき爽やかな感銘にも影が差すことになってしまう。一定のルールの下で正々堂々と競われることがスポーツの前提条件である以上、こういった事態を改善し、スポーツに関するルールの明確性・透明性を高めることは、健全で活力あるスポーツ界を作り上げる上で極めて有意義なことである。」⁽²⁷⁾と述べられているように、スポーツの特質にもその根拠を求めることができる。

ともあれ、以上のような理由から、スポーツ団体の運営、特に競技団体が下す決定には、公正さ、合理性、透明性が望まれ、それを担保するための手段として、行政事件訴訟制度に類似した救済制度が設けられるに至ったのである。そして、その結果、行政法理論の準用が要請されているといえる。

一 行政裁量の審査に関する理論

行政裁量の審査の準用について、道垣内教授は、「競技団体の決定には一定の裁量権が認められるとしても、公平原則・比例原則等に違反して裁量権の踰越・濫用に当たる場合には取り消されるとすべきか否か（裁量権の限界の議論）（中略）等が問題となる⁽²⁸⁾」、と述べて、競技団体の裁量の存在を前提とした上でその統制に関する問題提起を行っている。

また、実際に下されたある仲裁判断でも、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟（中略）について

ては、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければなら⁽²⁹⁾ない。」と、競技団体の裁量について述べている。

ところで、行政法学において裁量が語られる場合、それは立法者が行政に対して与えた判断の余地であるのに対し、競技団体の決定に関する裁量権が意味するところは、団体の自律性である。したがって、競技団体が「団体運営の自律性を根拠に」行う決定に関する裁量（仲裁パネルが団体の決定を尊重するという意味）は、いわゆる行政裁量とは一見無関係であるようにも見える。

また、行政法学上、裁量権統制の法理として裁量権の踰越・濫用が論じられる場合、それは、立法者により制定された法律が行政に判断の余地（裁量）を認める場合に、裁量の範囲内においては司法審査が制限されるのであるが、その限界を画する理論であって、立法権や司法権との関係において意味を持つているのである。

しかし、スポーツの世界においても紛争処理機関として仲裁機構を設立した以上は、競技団体のルールに対する両面的拘束性がより高まったと考えられ、その中で規則の定め の程度に応じて裁量の問題が発生しうると考えられる。

現に、スポーツ仲裁においては、裁量の問題が実際に顕れ、それに対して、仲裁パネルは以下のような審査基準をその仲裁判断基準として用いている。

「これまでの日本スポーツ仲裁機構における仲裁判断の積み重ねにより、①競技団体の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または、④競技団体の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合には、その決定を取り消すことができる⁽³⁰⁾といった基準が確立しつづつあるといえる。」

(一)

そこで、行政法理論の準用可能性という観点から、この仲裁判断基準の意義について考察する。ここで、仮に、競技団体の規則を「法律」にあたるものとして捉え、競技団体の決定を「行政行為」にあたるものとして捉えるならば、以下のような行政法学上の知見が参考になると思われる。

まず、仲裁判断基準①「競技団体の決定がその制定した規則に違反している場合」であるが、行政法学上、行政処分⁽³¹⁾の違法性とは、客観的な法規範に対する違背をいい、憲法・法律・条例その他の成文の法規範および条理などの不文の法規範に対する違背を意味すると考えられている。ただし、行政庁の裁量権の行使に関する当・不当の問題は、裁判所による審理の対象ではないこと⁽³²⁾から、仲裁判断基準①の理解においても、さしあたり法律が行政庁に裁量を認めている場合とそれを認めていない場合に区別することが有益であろう。すなわち、羈束行為と裁量行為の区別である⁽³³⁾。例えば、代表選考基準として、「指定一競技会で優勝した者」とか、「いつからいつまでの間に最もよいタイムを出したもの」といった一義明白な規定の機械的な執行により代表選手が選出される場合、代表選手選出決定に競技団体の判断の余地は無く、規則違反があれば容易に判定可能である。このような場合においては、いかに競技団体が自律的に運営されており、競技団体に運営に関して裁量権があるといえども、仲裁パネルの審査を免れることはできないであろう。

しかし、他方で、例えば代表選考基準が、「複数指定した選考競技会のいずれかにおいて上位入賞し、本大会で活躍が期待される者」と定めている場合や、代表選手の消極要件として「健康であること」と定めている場合には、当該基準の解釈について判断の余地（裁量）があることになろう。そして、規則の要件や効果に裁量が認められる場合⁽³⁴⁾、その裁量権の行使が事後的な審査に服するか否かで、さらに法規裁量（羈束裁量）と自由裁量（便宜裁量）が区別される⁽³⁵⁾。両者の区

別は、一般的に言って裁量判断の内容が、「その判断が通常人の共有する一般的な価値法則ないし日常的な経験則に基づいてなされる場合には、そうした判断は、裁判所の判断をもつとも公正とみるべきであるから、羈束裁量と解すべき」で、「法律が行政庁の高度の専門技術的な知識に基づく判断や政治的責任をともなった政策的判断を予定している場合には、法は最終決定の選択・決断を行政庁の責任ある公益判断に委ねていると解されるから、かかる判断は例外的に便宜裁量と扱うべきである」と考えられており、具体的には、「公衆浴場の施設が『公衆衛生上不適切』かどうかは通常人の経験則によって十分判断できる事柄であるから、羈束裁量であつて裁判所の終局的な判断に服する」のに対し、「原子炉の安全性の認定は高度の科学技術的専門技術的知見に基づく総合的判断に任せるべきであるから、行政庁の便宜裁量事項であり、その当否は裁判所の審理・判断にはなじまない」と考えられている。⁽³⁶⁾

したがって、法規裁量行為については、事後的な審査により、裁量権の行使が適切であつたか否かの審査が行われる。他方で、自由裁量行為については、その裁量権限の行使が裁量の枠内にとどまる限りにおいては、事後的な審査が排除されるが、その裁量権の行使に際して、踰越・濫用がある場合には、規則違反になると考えられる。この踰越・濫用がある場合は、事実誤認や他事考慮、比例原則違反、平等原則違反等である。⁽³⁷⁾

次に、仲裁判断基準②「規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」も、場合分けが考えられる。すなわち、まず、そもそも決定の根拠となる規則が制定されておらず、その限りで根拠規則違反を觀念し得ないという意味で、規則には違反していないが、不文の法原則や条理、具体的には比例原則や平等原則に照らして著しく合理性を欠く場合が考えられる。このようなパターンは、行政法の世界では、法律による行政の原理、特に法律の留保が働くのであつて、そもそも適法には存在しえない。⁽³⁸⁾ スポーツの世界で、このようなパターンが観察されるのは、スポーツ界の前近代性の頭れと

も思われるが、長期的に見ればこのようなパターンは過渡的な事象であろうと思われる。道垣内教授は、スポーツ仲裁機構設立の意義として、スポーツ界は将来、「明確なルールを示すことなく、競技者に不利益を与える決定をしているとすれば、そのことだけで根拠のない決定ということになるため、実体についてのルールを整備するという方向に向かうと考えられるから」⁽³⁹⁾と述べられており、長期的には、競技団体は、実体的なルールを整備していくと⁽⁴⁰⁾考えられるからである。

次に、基準②「規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」の第二の類型として考えられるのは、決定の根拠となる規則は確かに存在しているのであるが、当該規則が自由裁量規定であって、当該決定が裁量権の濫用にあたる場合である。すなわち、これは、規則の文言に照らしてみるかぎりでは、規則によって授権された範囲内において権限が行使されているように見えるのだけでも、実は本来の目的とは異なった目的のために、その権限が行使されたといった場合である。しかし、この場合、確かに一見すると規則には違反していないように見えるが、当該決定は著しく合理性を欠くが故に結局、規則違反となるのである。したがって、この類型は基準①の一部であると整理することもできよう。

なお、③については、次節の行政手続において検討する。また、基準④は、競技団体の規則を基準とした、規範間の上下関係の問題であると⁽⁴¹⁾考えられる。

ちなみに、もし競技団体の規則を「行政法学上の裁量基準・審査基準」のようなものと捉えるならば、今度は、①や②の基準について、行政規則に対する自己拘束の禁止原則や個別事項考慮義務⁽⁴²⁾などの審査基準に関する議論が有益であるし、④の基準については、裁量基準の審査、すなわち、規則自体の合理性の審査基準に関する議論⁽⁴³⁾が参照可能である。

(二)

以上を踏まえ、実際の仲裁判断から、裁量に関する問題とその対応を見てみることにする。

(イ)

まず、所属選手の薬物使用を理由とするコーチに対する懲戒処分が争われたウエイトリフティング事件⁽⁴⁴⁾であるが、競技団体は、そもそもそのような場合に対する懲戒処分の根拠規定を全く定めておらず、根拠規定に依ることなく、いきなり懲戒処分を下したものである。

仲裁パネルは、まず、本件処分につき、「相手方（競技団体）は、協会運営について与えられている裁量権を行使して本件処分を行ったものとみるのが相当である」と述べ、根拠規定なしの不利益処分を肯定した。しかし、同時に、「ただしこの場合にも、処分を決定する判断過程に重大な誤認があったり、違反事実の重大さに応じて処分を選択すべきであるとする比例原則に反したりするなど、当該処分が著しく合理性を欠く場合には、違法となりうる」と解すべきである。」と述べている。

つまり、これは、当該不利益処分に直接の根拠規定が無く、根拠規定違背を言えない場合であっても、不文の法原則としての比例原則や平等原則の適用があるのであって、そのような規範に対する違背を観念しえ、その限りで裁量権（自由裁量）の逸脱濫用による裁量統制が可能であることを示している。

(ロ)

次に、身障者水泳事件⁽⁴⁵⁾においては、競技団体がおこなった「選手Xを強化指定選手に指定しないとする決定」の取消が争われた事件であるが、当該決定の根拠となる、国際大会強化選手指定基準の「健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であることとの基準（以下、「健康基準」という）」の要件の解釈について、仲裁パネルは、「一般に競技者が競技スポーツを行うに十分な健康状態であるか否かについては、医師によって判断に差がありうる」ところで

あろうが、ある競技団体が代表選手選考を行うにあつての『健康基準』の適用については、競技団体の自律性に鑑み、その判断がチームドクター等の意見に基づいて適正になされている限り、かかるチームドクター等の意見が著しく合理性を欠く場合を除き、同団体の判断に合理性が認められるものと言うべきである。そして、本件の場合、通常の競技水泳を自己責任のもとに継続する場合の医学的判断と、パラリンピック大会という長期にわたる大会に日本を代表する選手として強化する対象となる強化指定選手への選出についての医学的判断とは自ずと異なるというべきであり、相手方チームドクターがパラリンピック大会への代表選手選考という観点から申立人の健康を判断するにあたり、前者に比べてより厳しい水準を適用したとしても著しく合理性を欠くことはできない。」と述べ、「したがって、両当事者より提出された医学的所見を総合的に勘案すると、申立人提出の複数の診断書の内容をもつても、前出のシドニー大会医務班報告やチームドクターの所見に基づき、申立人が健康基準を満たしていなかった相手方の本決定に関する判断が著しく不合理であるということとはできないと考える。」と述べている。

つまり、本件は「健康基準」要件の解釈について、競技団体側の解釈と選手側の解釈が異なつた事例であるが、この点につき、仲裁パネルは、独自の立場から健康要件の解釈を行うことなく、裁量権の逸脱濫用のある場合以外には、競技団体の行った解釈適用およびその判断に合理性が認められるとの判断を下しているので、典型的な専門技術的事項に関する裁量審査方法（自由裁量の統制方法）を用いていると言える。もつとも、一般に「健康」要件自体は通常、法規裁量であつて、事後的な審査は完全に及ぶと解されるが、本件がこのように処理された理由は、本件においてトップアスリートとしての「健康」が問題とされたからであらうと思われる。

(八)

オリンピック代表に選出されなかったXが、他の者に対する当該選手選出決定の取消を求めて争った馬術事件⁽⁴⁶⁾においては、代表選考基準に照らして、実際の選考過程を審査し、代表に選ばれた選手が選考基準の要件を満たしているか否かを判断している。争点の一つは、オリンピック代表選考基準のうち、「本部が指定する、二〇〇四年四月～六月中旬までのCSI、CSIO、CHIOに数回参加しなければならない。」という要件の解釈に関し、「数回の競技会出場を要件としているのか」、それとも「一つの競技会で複数回走行すればすむのか」ということであった。

この問題につき、仲裁パネルは、「申立人は、Aが一競技会にしか出場せず、被申立人の示す『数回出場』の要件を満たしていないと主張する。たしかに、文字通りに理解すれば、数回の競技会での出走を要件としているように読める。被申立人が示した本選考基準②は、作成者である本部長の証言によれば、数回の競技会出場を要件とすることにも、また一つの競技会で複数回走行すればすむということの両義に解することができるように作成されたものである。本選考基準②が採択された二〇〇三年七月一日の時点では、日本代表候補選手が何名になるか、またそれらの選手が出場できる競技会がいくつになるかが決まっておらず、数回の競技会出場を代表選手に選考されるための要件とすることが可能かどうか分からない状況であった。本部長の上記証言はこの状況に合致したものである。」とした上で、「これらの状況を前提とすると、複数競技会出場が可能になった段階で、数回の競技会出場が必須条件とされるように基準が確定したと断定することはできず、全ての代表候補選手が複数の競技会走行に出場しなければ代表選手資格を欠くことまではいえない。したがって、一つの競技会で複数回の走行をしたにとどまるAについて、複数の競技会に出場していないことをもって本選考基準②の要件を欠くものとまではいえない。」と述べている。

つまりこれは、「数回参加」という要件を、競技団体側は一つの競技会で複数走行すればよいと解釈し要件のあてはめを行ったのに対して、仲裁パネルは、競技団体の行った当該解釈について、裁量権の逸脱濫用が無いことを確認した上で、競技団体の行った解釈およびそれに基づく決定を尊重したわけではない。むしろ、本件において仲裁パネルは、全く独自の立場から「数回参加」を解釈・適用したわけ（判断代置）であり、その際の解釈の手法として立法者意思を重視する解釈方法をとったということであろう。すなわち、仲裁パネルは、「数回参加」の要件につき、全くフリーの立場で、証拠や状況を踏まえて、「一つの競技会で複数走行すればよい」との結論を導いたと言えよう。

なお、このように規則の内容が不明確である場合には、競技団体は前もって解釈基準を用意する必要があると思われる。

(11)

テコンドー事件⁽⁴⁷⁾において、仲裁パネルは、「相手方において、派遣する選手数と役員数との関係について、明確な規定は存在しない。本大会及び二〇〇二年、二〇〇一年ユニバーシアード大会の全種目において役員数と選手数との関係は、二〇〇三年テコンドー競技を除き、役員数は代表選手数より少ないという原則的な関係は認められ、これは慣行として選手役員選考の基準となっていると解する余地がある。しかしながら、仮に慣行として効果を認めるとしても、いかなる例外も認めることなく、選手数よりも役員数が多いことは許されないといい基準とまでは認められない」。「そこで、本件における具体的な状況を前提とした上で、相手方において、六月二日に、選手一名、役員一名を派遣する決定をしているにもかかわらず、改めて七月一四日に派遣役員を二名とし、その二名としてB及びHを決定したことについて、派遣権限を有する相手方の判断に裁量権の逸脱があるか否かについて判断する」とした上で、「選手の実力を発揮するための配慮と、

テコンドー競技団体間の組織問題を複雑化させることを避ける配慮の結果、七月一四日に派遣役員を二名とし、その二名としてB及びHを決定したことについて、派遣権限を有する相手方の決定は役員を選任する裁量権を逸脱したとは認められない」と述べている。

このケースでは選考の基準が無いので、選手・役員の派遣決定は自由裁量であり、したがって当該決定は著しく合理性を欠いているか否かが判断されたものである。

(ホ)

最後に、ローラスケート事件⁽⁴⁸⁾は、申し立て要件が欠けているとして却下された事案であったが、仲裁パネルは、「その観点から、本件の仲裁申立書を見ると、そこにおいては、選考基準があらかじめ決まっていたにもかかわらず、それに従った選考が行われなかったことが申立人から主張されており、もしも、それが事実であれば②の基準の下で決定の取り消しを検討せざるを得ないといえる。」と述べている。しかし、そのような場合に問題となるのは、上記①の基準ではないかと思われる。

二 実質的証拠の法則

実質的証拠の法則に関しては、競技団体内部での不服処理手続の結果下された決定を争う場合、事実認定が実質的な証拠に基づくものであれば、それを前提とすべきか否か(実質的証拠原則⁽⁴⁹⁾の適用の有無)が、道垣内教授の問題提起である⁽⁵⁰⁾。実質的証拠法則に注目した事情は、おそらく競技団体側の裁量を尊重するためであろう。しかし、行政法においても実質的証拠の法則は、行政審判における準司法手続きのような厳格な手続を経たものだけに認められるのであって、競技団体

の不服処理手続を経た決定に対し仲裁パネルが一律にこの原則を適用することはできないであろう。

三 行政手続法上の諸制度

ローラースケート事件において、仲裁パネルは、「日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ仲裁は、競技団体の決定が取り消される場合に関する上記の先例基準に頭れているように、代表選考等における競技団体の選考基準の透明性・公平性を高め、選考手続の公正さを担保するために設けられたものである。そして、その背景には、国際競技等に日本を代表して出場する選手の選考にあたって、現代においては、各競技団体は大きな責任を負っており、また、その選考基準や選考過程に外部からみて不明な点があれば、これにつき十分な説明を行う責任を負わなくてはならないという倫理意識がある。」と述べている。⁽⁵²⁾では、このような問題意識に対応する、望ましい手続とはどのようなものであろうか。この点についても、行政法学には、かねてより行政手続における適正手続のあり方について蓄積した議論がある。すなわち、行政手続に関する一般法として、行政手続法が一九九三年に制定されたことにより、原則的に行政手続は同法に則って行われているのであるが、そこに定められている諸制度は単なる一制定法上の制度にとどまらず、憲法上や法治国上の要請を実定法化したものと考えられている。また、行政手続法が採用している主要な制度は、適正手続四原則ともいわれ、普遍的な性質をも持つものであると理解されている。⁽⁵³⁾特に、適正手続四原則、すなわち、告知・聴聞、文書閲覧、理由付記、処分基準の設定・公表⁽⁵⁴⁾の制度は、スポーツ仲裁の判断基準として大いに参考になると思われる。さらに、これ以外にも、行政手続法上の様々な仕組みが準用可能であると思われるが、さしあたっては、申請処理の法理、とくに受理観念の排除⁽⁵⁵⁾などが有用であることを指摘するにとどめる。

ちなみに、スポーツ仲裁における行政手続理論の準用例を見てみると、まずコーチ資格停止処分が、ずさんな処分手続により行われたことを理由に、処分の取消が争われたウエイトリフティング事件⁽³⁶⁾において、仲裁パネルは、「確かに公益法人である相手方協会に対して行政手続法等が直接的に適用される余地はないが、その規定の趣旨が法の一般原則・条理の表現でもある場合には、それが本件処分のような決定に対しても適用されることを妨げるものではない。いかなる手続上の要請が本件処分決定手続に必要とされるかは、その要請が決定手続において何を保障するためのものであるかを具体的に検討することによって明らかにする」と述べて、行政手続法の規定の趣旨を法の一般原則として取り扱うことで、仲裁判断基準に落とし込むという操作を行っている。そして、「したがって、本件処分は、本来、申立人についての聴取等の手続を経て行うべきものであるところ、申立人に告知もされることなく不意打ちで処分が決定されており、処分決定手続に明らかに重大な違法があるといわざるをえず、取り消されるべきである。本件のような不利益処分を行う場合の処分対象者についての聴取の必要性は、行政手続法等が国内スポーツ連盟に適用されないということとは関わりなく法秩序の要求するところであるといわなければならない。」とし、法秩序の要求するところとの表現により、告知・聴聞のない不利益処分について法秩序違反を認定している。

しかし、一方、選手達に事前公表されなかった選考基準により評価が行われた馬術事件⁽³⁷⁾において、「選考基準の一部だけが公表された場合に、公表されなかった選考基準による評価が取り消されるべきであるかどうかは極めて難しい問題であり、一律に判断されるべきものではないと考える。」とした上で、「本スポーツ仲裁パネルは、公表されなかった選考基準によって評価がなされた場合に、未公表選考基準が選手に公表されていたとすれば異なった代表決定がなされていた蓋然性が高いといえるときは、当該決定を取り消すべきであると考ええるものである。このようなケースに該当するものとし

ては、未公表の選考基準が、極めて特異な選考基準であつて選手がその基準を特に意識しなければ基準に合致することが困難であるような基準であることなどが考えられる。逆に、未公表の基準が一般的・普遍的な基準であつて、当該基準が公表されなくても、選手は通常未公表の基準内容について注意することが期待されるときは、当該基準が未公表であることを理由として決定を取り消す必要はないと考えられる。このような場合には選考基準が未公表であつても、選手間に特段の不利益や不公平が生じることは考え難いからである。」と述べて、決定の取消までは認めていない。

また、手続上の瑕疵が独立した取消事由に該当するか否かについて、先のウエイトリフティング事件において、「なお、本件処分⁵⁸の根拠規定については、処分時には明確にされておらず、仲裁審問時に、相手方の専務理事Cから本件処分の根拠となる規定を説明されてはじめて申立人が知ったところである。本件のような処分を行う場合に、最低限、処分の根拠となる規定を示すことは不可欠と解すべきであり、この点が独立して取消事由に該当するかどうかはともかくとして、根拠規定が明確に示されずになされた本件処分はきわめて不適切といわなければならない。」という問題意識が示されているが、この点についても行政法学における知見が参考になる。⁵⁹

競技団体が処分手続を整備し、仲裁パネルが手続に焦点を当てて審査を行うことは、スポーツ紛争について、救済制度がなお不十分であること、競技団体の行った決定について専門技術的な理由から実体に対する審査が限定されること等に鑑み、特別の重要性をもつと考⁵⁹える。

おわりに

以上、本稿では、裁量、実質的証拠法則および行政手続について、スポーツ仲裁への準用を検討した。しかしながら、

これら以外にもなお準用可能な行政法理論はいくつかあると思われる。

例えば、申し立て内容に理由がある場合、仲裁パネルがどのような仲裁判断を下すべきかについても、行政事件訴訟における判決の内容及び効力に関する議論⁶⁰⁾を提示することができる。特に、スポーツ仲裁において、仲裁申立人は、競技団体が行った決定の取消を（スポーツ仲裁機構に）求める、という請求を行い、それを受けて、仲裁パネルはその仲裁判断の主文において、競技団体が行った当該決定を（スポーツ仲裁機構は）取り消す⁶¹⁾、としている。しかし、仲裁判断について「仲裁判断を受けた相手方協会も処分をすみやかに取り消したことで、仲裁判断の履行が確保された」といった受け止められ方をされることもあり、なお、整理が必要であると思われる。ここでは、さしあたり取消判決の形成力に関する理論⁶³⁾などが参考になろう。

このほかにも、なお慎重な検討が必要であるが、無効の概念、職権取消や撤回の理論などが検討に値すると思われる。また、情報公開や個人情報保護の制度も有用であると考ええる。

加えて、このスポーツ紛争・仲裁への行政法理論の準用を通して、逆に行政法学への示唆や新たな視点等が得られないかについても、今後考察していきたいと考えている。

- (1) 朝日新聞二〇〇〇年八月四日。
- (2) 日本スポーツ仲裁機構の設立前後の状況として、参照、萩原金美「スポーツ事故と裁判外の紛争解決―とくに仲裁について―」日本スポーツ法学会年報八巻（二〇〇一年）四二頁以下。
- (3) 道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構（JSA A）」法学教室二七六号（二〇〇三年）二頁（三頁）。
- (4) 例えば、拙稿「課外活動中の事故と大学の責任（一）」修道法学二六巻二号（二〇〇四年）二七三頁、同「学校事故と国家賠
スポーツ仲裁機構と行政法理論（南川）

- 償」芝池義一ほか編『行政法の争点』(有斐閣、第三版、二〇〇四年) 八四頁等。
- (5) 裁判所法三条の「法律上の争訟」の問題。参照、東京地判一九九四年(平成六年)八月二五日、判タ五五八号二六四頁。
- (6) 道垣内「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計―日本スポーツ仲裁機構(JSA)発足にあたって」ジュリスト二二四九号(二〇〇三年)二頁以下参照。
- (7) ちなみに、国際的な機関としては、我が国より先んじて一九八四年に、国際オリンピック委員会により、スイス法に基づく仲裁機関として、スポーツ仲裁裁判所(CAS)が設立された。CASは、一九九四年度より、スポーツ仲裁国際理事会により運営されている。参照、小寺彰「スポーツ仲裁裁判所」法学教室二二二号(一九九八年)二頁。
- (8) 仲裁機構の詳細については、日本スポーツ仲裁機構のウェブページ <http://www.jsaa.jp/rule/rule1.html> に掲載されている仲裁規則を参照されたい。また、道垣内・前掲ジュリスト二頁以下参照。
- (9) 仲裁法第一三条一項には「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離縁の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する。」とあり、一般に、和解できる紛争は法律上の争訟の一部である、すなわちここで「争」は裁判所法三条一項の「法律上の争訟」と同じ意味であるとされていることからすると、スポーツ仲裁が対象とする紛争の多くは、仲裁法上の仲裁ではないとされるようである。参照、菅原哲朗、川井圭司、大川宏「日本スポーツ仲裁機構」自由と正義五五卷二号(二〇〇四年)五〇頁(五九頁)、大川「スポーツ仲裁機構」二号事件について」日本スポーツ法学会年報一卷(二〇〇四年)一二四頁(一二六頁)。
- (10) 神谷宗之介『スポーツ法』(三省堂、二〇〇五年)一一九―一三〇頁。
- (11) なお、競技中の審判の判定については、それぞれの競技ルールの中に審判長への上訴等のシステムが定められているようである。
- (12) スポーツ仲裁規則第二条第二項。
- (13) 同規則同条第三項は、「この規則は、競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てをしたときにも適用される。この場合には、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。」と定め

ており、この規定に対応する規則を定める競技団体が増えている。日本スポーツ仲裁機構の仲裁条項採択状況のウェブページ (<http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>) を参照された。

- (14) 同規則第二十一条第一項。
 - (15) 同規則第二十二條第二項。
 - (16) 萩原「スポーツ仲裁に関する経験的雑感―日本スポーツ仲裁機構の第一号仲裁事件の仲裁人として―」日本スポーツ法学会年報一一卷（二〇〇四年）一一八頁〔二二〇頁〕。
 - (17) 同規則第四三條。
 - (18) 同規則第二一條第二項。
 - (19) 参照、同規則第四章。
 - (20) 同規則第四八條。
 - (21) 道垣内・前掲法学教室三頁。ちなみに仲裁法上の仲裁である場合には、裁判所により執行決定をもらい執行することが可能である。
 - (22) たとえば、塩野教授は、取消訴訟の排他的管轄とは、「紛争の根源をなした、つまり紛争を作った行為を攻撃せよということ」であり、その点で「原因となった行為の前あるいはあとの実体法上の権利（所有権、引渡請求権）を相互に主張する」民事訴訟の場合とは異なるとする。そして、このような制度がとられた理由は明らかではないが、現時点における制度機能の分析として、「原告たる私人は取消訴訟において、端的に原因行為たる行政行為が違法であるとして、その取消を求めればよい。民事関係のように原因行為の前後に存する実体法上の権利・義務に引き直して請求する必要はないのであって、救済制度としては単純・明快である。」と評価されている。塩野宏『行政法Ⅰ 行政法総論』（有斐閣、第四版、二〇〇五年）一三一―一三二頁。
- なお、行政庁が行った処分を直接の攻撃対象とし、紛争の直截の解決を可能にする取消訴訟制度のメリットとしては、通常①適法性統制機能②早期権利保護機能・既成事実発生予防機能③紛争の一举解決機能④第三者救済機能等が指摘されている。参照、

芝池義一『行政救済法講義』(有斐閣、第二版補訂増補版、二〇〇四年)二八～二九頁。

(23) ちなみに、齋藤健司氏により、フランスにおいては、スポーツ基本法によって、スポーツ担当大臣の権限を一つのスポーツ団体種目について一つのスポーツ連盟に対して委任することが規定されており、スポーツ連盟がこれらの権限を行使することに關しては、それが行政的性質を有する行為であり、行政裁判所の裁判管轄に属する場合があることが判例を通して明らかとなっている、との紹介がある。齋藤健司「スポーツにおける階級分け決定および代表選抜に關する紛争の法的性質―フランスにおけるスポーツ訴訟およびスポーツ調停の事例を通して―」日本スポーツ法学会年報一一卷(二〇〇四年)八三頁〔八五頁〕。

(24) ここで特徴的な点として指摘できることは、機構関係者の意識においては、このような構造の中で、スポーツ仲裁機構を、行政法システムにおける行政上の不服申立機関、たとえば、国税不服審判所や社会保険審査会にあたるものとしてではなく、裁判所にあたるものとして位置づけようと考えているように思われる点である。それは、機構関係者の、仲裁判断における裁量尊重の審査方法や実質的証拠法則への関心から伺えることができる。すなわち、行政上の不服申し立てのように、裁量に切り込んで「完全な審査」を行うことは念頭にないと思われる。

(25) 道垣内・前掲法学教室三頁。

(26) この点に関し、例えば、ある仲裁判断において次のように述べられている。「オリンピック大会への出場は多くのスポーツ選手にとつて大きな夢であり、またそのために一流スポーツ選手は練習に明け暮れる毎日を送っている。日本政府はこのようなオリンピック大会の意義を認識して、日本オリンピック委員会に対して、選手・役員の旅航費ならびに滞在費の三分の二を国庫から補助し、また例年の選手強化費用の三分の二を負担している。このようなオリンピック大会の公的意義を踏まえれば、各競技団体が行っている代表選手選考は公平で透明性の高い方法で実施されなければならない、またスポーツ選手は、国民の一人として、合理的な基準を満たせばオリンピック大会に参加する権利をもつと考えなければならない。選手選考を委ねられた各国内スポーツ連盟はオリンピック大会の公的品格を踏まえて、『国の代行機関』として代表選手選考に当たっていることを深く自覚する必要がある。」日本スポーツ仲裁機構仲裁判断二〇〇四年七月一四日(JSAA-AP-2004-001) <http://www.jsaa.jp/award/2004-001.html>。以下、馬術事件という。

- (27) 日本スポーツ仲裁機構「二〇〇三年四月七日記者会見メモ 日本スポーツ仲裁機構設立の意義」<http://www.jsaa.jp/release/index.html>。なお、道垣内前掲ジュリスト二頁も同旨。
- (28) 道垣内・前掲法学教室三頁。
- (29) 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断二〇〇三年八月四日 (JSAA-AP-2003-001) <http://www.jsaa.jp/award/2003-001.html>。以下、ウエイトリフティング事件という。
- (30) 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断二〇〇五年五月六日 (JSAA-AP-2005-001) <http://www.jsaa.jp/award/2005-001.html>。以下、ローリースケート事件という。
- (31) 芝池・前掲書六一頁。
- (32) 同上。
- (33) ただし、従来、裁量が認められないと考えられてきた羈束行為にも、当該行為をどのタイミングで行うかといった時期に関する裁量(タイミングの裁量)が認められると考えられるようになっており、その意味で羈束行為と裁量行為の区別は相対化していると考えられる。
- (34) かつては、行政庁の裁量権はもっぱら法律要件の認定の面にかかわる考える要件裁量説と、裁量権の有無はもっぱら行政行為の効果の決定について認められるとする効果裁量説が激しく対立していたが、現在においては、裁量権は法律要件および効果の両面において存在していると考えられるようになってきている。参照、芝池『行政法総論講義』(有斐閣、第四版、二〇〇一年)七四頁以下。
- (35) 法規裁量と自由裁量の区別の意義に関して、法律が行政をどこまで羈束しているかという問題と裁判所が行政をどこまで統制するかという問題は論理的に区別可能なものであり、法規裁量の概念は、その二つの問題のずれ(つまり、法律により羈束される範囲と裁判所により統制される範囲の差)を示すものであるとの指摘がある。山下竜一「行政法の基礎概念としての行政裁量」
公法研究六七卷(二〇〇五年)二二四頁(二二五頁)。
- (36) 原田尚彦『行政法要論』(学陽書房、全訂第六版、二〇〇五年)一四八頁。

- (37) 参照、塩野・前掲書二二一～二二二頁。ところで、行政法学においては、法規裁量と自由裁量の区別も相対化していると考えられるようになってきている。
- (38) 先に述べたように、不文の法規規範違背は観念できるのであるが、他方で根拠規定の存在しない不利益処分が存在は認められないので、このような類型はあり得ない場合である。
- (39) 道垣内、前掲ジュリスト三頁。
- (40) 行政法学は、実体に関するルールづくりの方向性・指標に関しても、積み重ねてきた議論があり、スポーツ界にたいして有益な示唆を与えることができるであろう。さしあたり、法治主義、侵害留保原理、授權規範と組織規範に関する理論、審査基準の設定およびパブリックコメント手続等を挙げておく。
- (41) すなわち、法律の内容が、憲法および憲法原則に反してはならないように、競技団体の規則も不文の法原則等に違反しえないということであろう。
- (42) 参照、阿部泰隆『行政の法システム(下)』(有斐閣、新版、一九九七年) 六四八頁。
- (43) 例えば、最判一九九二年(平成四年)一〇月二九日、民集四六卷七号一一七四頁。
- (44) 前掲仲裁判断、<http://www.jsaa.jp/award/2003-001.html>。
- (45) 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断二〇〇四年二月一六日(JSAA-AP-2003-003) <http://www.jsaa.jp/award/2003-003.html>。
- (46) 前掲仲裁判断、<http://www.jsaa.jp/award/2004-001.html>。
- (47) 日本スポーツ仲裁機構仲裁判断二〇〇三年八月一八日(JSAA-AP-2003-002) <http://www.jsaa.jp/award/2003-002.html>。本件は、ユニバーシアード大会における派遣役員の選任が争われた事案であった。
- (48) 前掲仲裁判断、<http://www.jsaa.jp/award/2005-001.html>。本件は、第一回アジアローラーズスケート選手権の代表選考が争われたが、仲裁合意の要件を欠くとして申し立てが却下された事案である。
- (49) 行政法の教科書によれば、実質的証拠法則とは、行政庁が行政処分を行うにあたって認定した事実について実質的な証拠があるときは、事実認定について裁判所を拘束するという法理である、と説明される。参照、芝池・前掲書『行政救済法講義』八二

頁。

- (50) 道垣内・前掲法学教室三頁。
- (51) 我が国において、実質的証拠法則が法律により明文の規定がある場合（例えば、独占禁止法八〇条一項など）以外にも認められるかどうかについては議論のあるところである。しかし、法律による明文の規定が無い場合であっても実質的証拠法則を認める見解においても、その対象を合議制の行政機関が準司法的手続により決定を下す作用に限定している点に注意が必要である。参照、芝池・前掲書八二頁。
- (52) 前掲仲裁判断 <http://www.jisaa.jp/award/2005-001.html>。
- (53) 参照、塩野・前掲書二四五頁。
- (54) すなわち、行政法の教科書によれば、①告知・聴聞とは、行政処分をする前に、相手方に処分内容および理由を知らせ、その言い分を徴することによって、処分の適法性、妥当性を担保し、公権力の侵害から国民の権利利益を保護しようとするものであり、②文書閲覧とは、聴聞に際して処分の相手方が当該事案に関し行政側の文書等の記録を閲覧することをいい、③理由付記とは、行政処分をするに際して、その理由を処分書に付記して相手方に知らせることをいい、④処分基準の設定・公表とは、申請に基づき処分をあれ、不利益処分であれ、行政庁が処分をする際によるべき基準を設定し、これを事前に公表しておくことである、と説明される。塩野・前掲書二四五～二四七頁。
- (55) 芝池・前掲書『行政法総論講義』一四三頁参照。
- (56) 前掲仲裁判断 <http://www.jisaa.jp/award/2003-001.html>。
- (57) 前掲仲裁判断 <http://www.jisaa.jp/award/2004-001.html>。本件において、競技団体は、二〇〇三年七月一日付でアテネオリンピック出場人馬選考基準を以下のとおり公表していた。
- ① 参加希望選手は二〇〇四年二月末日までに所定の書式で申請すること。
- ② 申請した人馬は障害馬術本部の指示に従うものとし、本部が指定する二〇〇四年四月～六月中旬までのCSI、CSIO、CHIOに数回参加しなければならないこと。

③ 障害馬術本部長は、それらの結果を参考にして、被申立人の選考委員会に推薦し、決定されること。
④ 参加人馬はオリンピック参加資格条件を満たしていること。

しかし、実際に選考を行うにあたり、障害馬術本部長とコーチMが競技会を観戦し、本部長が下記へa)からへd)の視点で候補各人馬の評価を行い、選考委員会がその評価結果を次の⑤から⑧の基準によって判断した。

へa) 踏み切りの位置が的確かどうか。

へb) 指定された分速が維持されているかどうか。

へc) バランスのとれた飛越をしているかどうか。

へd) 馬が難度の高い障害を飛越する能力を有しているかどうか。

⑤ オリンピックの競技レベルに通用する能力を有する馬

⑥ 健康状態に異常がなく安定した能力を発揮し、優秀な成績を収めている馬、特に成績が向上している馬

⑦ 国際競技会の経験を有し、日本の代表にふさわしい騎乗技術と強い精神力を兼ね備えた選手

⑧ 代表としての人格と協調性を備えた選手

したがって、結果的に、選考は公表されていた基準①～④に非公表の基準⑤～⑧をあわせた八つの基準に従って行われたのである。

(58) 理由付記については、独立の取消事由になると考えるのが通説・判例である。参照、最判一九八五年(昭和六〇年)一月三二日民集三九卷一号一頁。

(59) もっとも、このような認識は行政法学においても同様である。参照、塩野・前掲書二四三頁。

(60) 芝池・前掲書『行政救済法講義』八五頁参照。

(61) 例えば、ウエイトリフティング事件参照。

(62) 菅原ほか・前掲自由と正義五〇頁。

(63) 芝池・前掲書八七頁参照。